

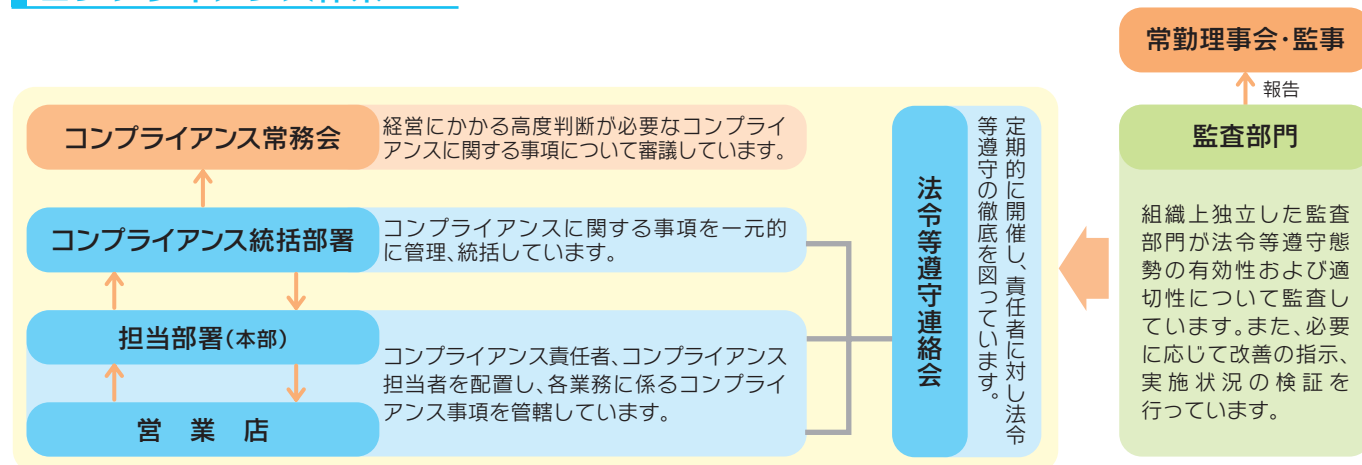
内部管理基本方針

業務の健全性・安全性を確保するため、「内部管理基本方針」に基づき様々な施策を実践し、コーポレートガバナンスに関する体制を有効に機能させるよう努めています。

コンプライアンス体制

「業務の有効性および効率性」「財務報告の信頼性」「資産の保全」を確保するための前提となる「法令等遵守の徹底」を最重要課題の一つとして位置付けています。「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス行動規範」を制定し、様々な対応を図っています。

コンプライアンス体系



コンプライアンス・プログラム

具体的な実践計画として年度毎に策定している「コンプライアンス・プログラム」に基づき業務を遂行し、進捗状況を四半期毎に理事会へ報告しています。

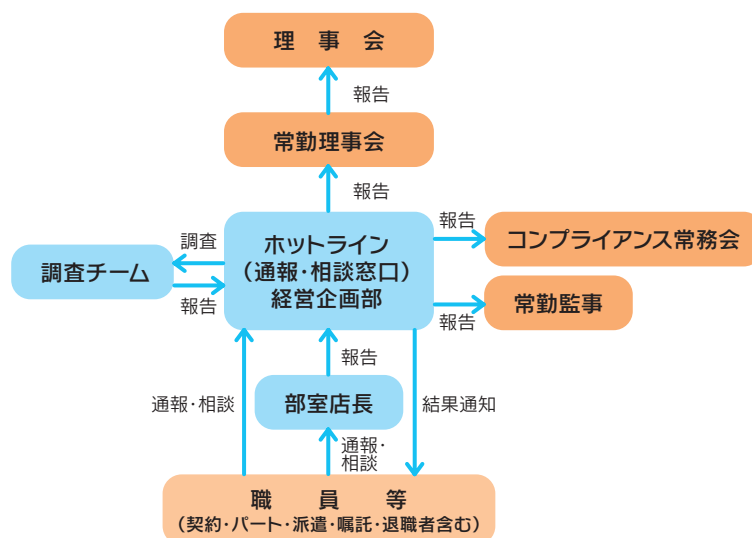
役職員へのコンプライアンス意識の徹底

社団法人全国信用金庫協会が策定している「信用金庫行動綱領」および当金庫の「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員へ配付しています。また、研修や各部室店の勉強会で周知徹底を図っています。

内部通報制度

不正行為等の早期発見と是正を図るため、「公益通報者保護規程」に役職員等からの相談または通報の適正な処理の仕組みと通報者の保護等について定めています。

コンプライアンス上疑義のある行為を知った場合に、所属部室店の上司を介さずコンプライアンス統括部署に直接通報・相談できる窓口を設置し、内部通報マニュアルを全役職員に配付しています。



理事の職務執行にかかる文書の保存等

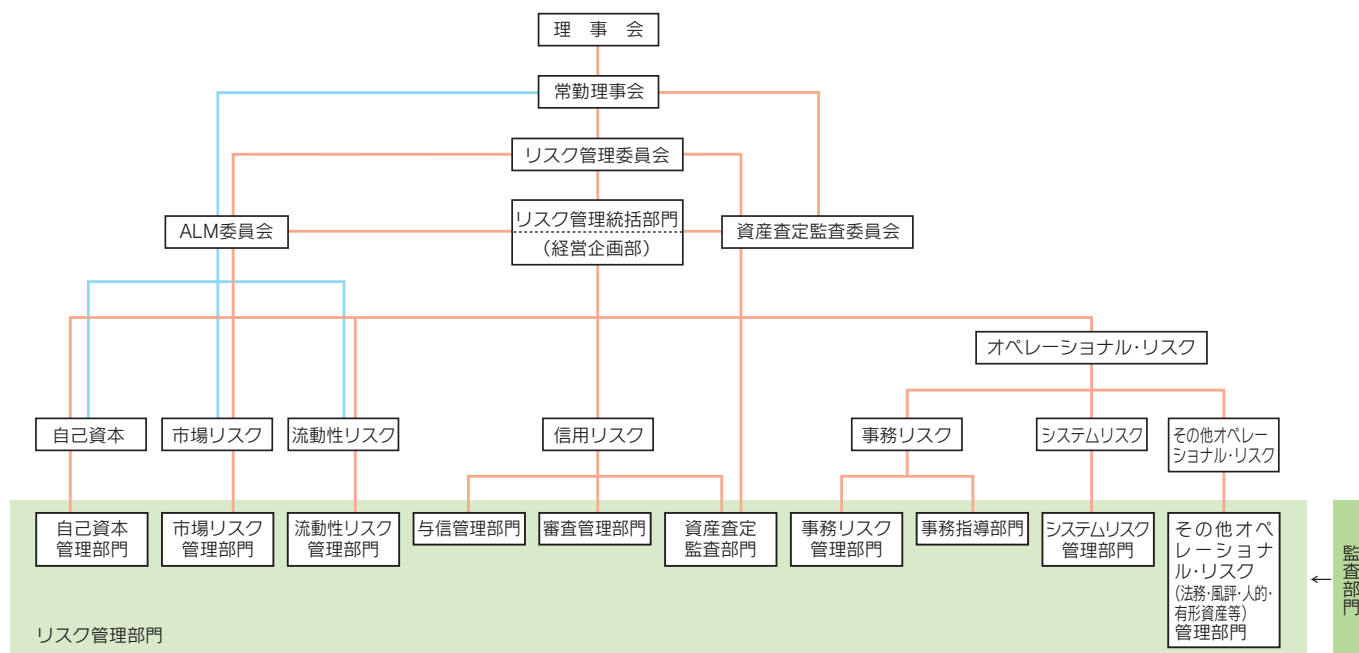
理事会の議事録等、理事の職務執行にかかる文書は、内部規程に基づき適正な保存・管理を行っています。これらの情報は、理事および監事が必要に応じて閲覧することができます。また、当金庫が保有する情報全般の開示および持ち出し等について適切な管理を行うための内部規程を整備しています。

リスク管理体制

経営の健全性・安全性を確保するため、「リスク管理の基本方針」およびリスクカテゴリー毎の管理方針に基づき、統合的なリスク管理を行っています。リスク管理統括部門、カテゴリー毎の主管部門を定め、当金庫全体のリスク管理の実効性および相互牽制機能を確保しています。また、監査部門において統合的なリスク管理の有効性・適正性を監査し、理事会、常勤理事会および監事へ報告するとともに、必要に応じて常勤理事会が改善の指示、改善状況の検証を行っています。

詳しくは P. 33~40

リスク管理体制



	役 割	構 成
常勤理事会	リスク管理の基本方針および各リスクの管理方針の策定または重要な見直しなど、理事会に付議するリスク管理に関する重要事項について審議しています。また、リスク管理委員会、ALM委員会からの付議・報告に基づく事項を審議し、決定しています。	常勤役員 (理事・監事)
リスク管理委員会	各管理方針の見直しや各リスクのモニタリング、自己資本額の配賦基準の策定等を行っています。リスクの把握と検証結果、対応策などは、定期的または必要に応じて常勤理事会へ報告しています。	専務理事 経営企画部担当役員 本部の部長
ALM委員会	自己資本、市場リスク、流動性リスクのポジション枠・リスク限度額等の策定、遵守状況のモニタリング、金利予測、資金の調達・運用戦略、経営計画に基づく収益コントロール等の企画管理を行い、リスク管理委員会へ付議、報告しています。また、重要な事項はその都度常勤理事会へ付議、報告しています。	経営企画部担当役員 経営企画部長 営業統括部長 審査第一部長 個人部長 資金運用部長

内部管理基本方針

統合的なリスク管理

個々のリスクを経営体力(=自己資本)の範囲内で一元的に管理することで、経営の健全化および収益力の向上に努めています。3月末におけるリスク量は14,755百万円、未使用資本は26,313百万円であり、健全性を十分に確保しています。

【計算手法】

信用リスク

モンテカルロシミュレーション法により、信頼区間「99%」、保有期間「1年」の「信用VaR」を算出しています。

オペレーショナル・リスク

業務粗利益をベースとする「基礎的手法」により「オペレーショナル・リスク相当額」を算出しています。

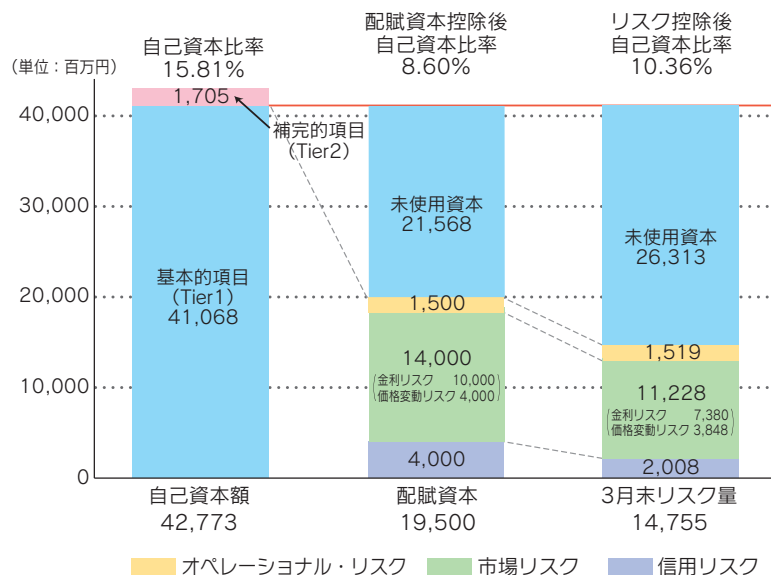
市場リスク

○金利リスク

金利変動率と過去の金利変動幅を用いて、信頼区間「99%」、保有期間「1年」の「金利VaR」を算出しています。

○価格変動リスク

株式については、過去のTOPIXに対する感応度(β値)から、投資信託についてはリスクをリスク・ファクターに分解し、ファクター毎の感応度(β値)を求め、信頼区間「99%」、保有期間「1年」の「価格変動VaR」を算出しています。



理事の職務執行の効率性確保

理事会および常勤理事会を意思決定・監督機関と位置付け、内部規程に基づき運営しています。理事会は、機関・職制・業務分掌等に関する諸規程を策定し、理事の職務遂行の効率性確保に努めています。また、理事会は経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針を定め、それ以外の主要な業務執行については常勤理事会において決定し、内部規程に基づき理事会に報告しています。

監事監査の環境整備

監事は、監査業務の実効性を確保するため、常勤監事の指揮命令によりその職務を補助する専属の職員の配置を定めることができます。内部規程(監事会規程・監事監査基準)に基づき、監査に必要な事項について報告を受けるとともに、理事会や常勤理事会等への出席、内部監査部門・会計監査人等との連携により、実効的な監査を行う環境を整備しています。

子会社・関連会社に対する統制

当金庫の子会社・関連会社が行う業務の適切性を確保するため、当金庫の関係部署が定期的にモニタリングを行う等の措置を講じています。また、監事および監査部門が、子会社・関連会社の業務について監査を実施しています。

